



平生町お知らせ版

令和6年（2024年）9月27日

秋から冬にかけて流行する感染症にご注意を！

健康保険課 保健班

県では、現在、新型コロナウイルス感染症やA群溶血性レンサ球菌咽頭炎やマイコプラズマ肺炎などの呼吸器感染症が流行しています。これらの感染症のほか、インフルエンザやノロウイルスによる感染性胃腸炎などは、秋から冬にかけて空気が乾燥し、気温が低くなるため、感染者が増加するおそれがあります。感染を広げないために、一人ひとりが「かからない」「うつさない」対策を実践しましょう。

◆感染症にかからないために心がけること

• 正しい手洗い・消毒

ウイルスや細菌の体内への侵入を防ぐため、帰宅時や食事前などこまめに手を洗い、消毒をしましょう。

• 十分な換気と加湿

空気中のウイルス量を減らすため、換気を行いましょう。また、空気の乾燥によるのど粘膜の防御機能の低下を防ぐため、加湿器などを使用して適切な湿度（50%から60%）を保ちましょう。

• バランスの良い食事と適度な運動

バランスの良い食事と適度な運動により免疫力を高め、健康状態を良好に保ちましょう。

• 予防接種

予防接種を受けることで、感染症の発症や発症後の重症化を予防することに一定の効果があるとされています。なお、高齢者（原則65歳以上）が新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザの予防接種を希望する場合は、予防接種法（定期の予防接種）の対象者として接種を受けることができます。詳しくは、「令和6年度新型コロナウイルス感染症および高齢者インフルエンザ予防接種について」をご覧ください。

◆周りの人にうつさないために心がけること

• マスクの着用・せきエチケット

せきやくしゃみが出るときは、マスクをするようにしましょう。とっさのせきやくしゃみの際にマスクなどが無い場合は、ティッシュや腕で口と鼻を覆いましょう。

• 無理せず安静に

症状が出た場合は、早めに医療機関を受診しましょう。また、無理して職場や学校には行かず、安静にしましょう。

令和6年度新型コロナウイルス感染症および高齢者インフルエンザ予防接種について

令和6年度から新型コロナウイルス感染症予防接種が、予防接種法上の特例臨時接種から、高齢者インフルエンザ予防接種と同様の定期接種に位置づけられました。

予防接種を受けることで、感染症の発症や発症後の重症化を予防することに一定の効果があるとされています。令和6年度新型コロナウイルス感染症および高齢者インフルエンザ予防接種について、次のとおり実施します。

[次ページへつづく](#)

回
覧

なお、新型コロナウイルス感染症および高齢者インフルエンザ予防接種は、対象者のうち希望した人に行うものであり、義務や強制ではありません。

◆接種対象者

平生町に住民登録があり、接種時に次のいずれかに該当する人

- (1) 65歳以上の人
- (2) 60歳から64歳の人で、次のいずれかに該当する人
 - ①心臓・じん臓・呼吸器の機能障がいにより身体障害者手帳1級程度の障がいがある人
 - ②ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいにより身体障害者手帳1級程度の障がいがある人

◆接種期間 10月1日（火）から令和7年2月28日（金）まで

◆接種回数 各1回

◆接種費用（自己負担額）

- ・新型コロナウイルス感染症予防接種：2,100円
- ・高齢者インフルエンザ予防接種：1,490円

（生活保護世帯の人については、医療依頼証を提示することで、接種費用が免除となります）

◆必要なもの

- ・本人確認書類（健康保険証、運転免許証など）
- ・健康手帳または予防接種手帳（接種を受ける時には、必ず手帳を持参し窓口に提出してください。お持ちでない場合は、保健センターまたは佐賀出張所で交付します）
- ・身体障害者手帳1級の写しまたは医師の診断書（接種対象者（2）に該当する人）
- ・医療依頼証（生活保護世帯の人）

◆町内接種医療機関

医療機関	電話番号
向井医院	56-2106
おきの内科糖尿病クリニック	56-7733
光輝病院	58-1111
平生クリニックセンター	56-2000
みつおかクリニック	58-5010
さいとう整形外科※	56-0707
たけの子クリニック	25-3341

※さいとう整形外科は、**高齢者インフルエンザ予防接種のみ**実施します。

- ・町外の医療機関でも接種できますので、保健センターまたはかかりつけの医療機関にご確認ください。
- ・ワクチンの準備等のため、事前に医療機関に、予約をする必要があります。

予防接種手帳を活用しましょう

予防接種手帳は接種したワクチンの種類や回数などの記録を残すための手帳です。大切に保管してください。また、予防接種を受けるときには、忘れずに医療機関に予防接種手帳を持参してください。なお、予防接種手帳をお持ちでない人は、町保健センターまたは佐賀出張所で交付します。

◆問合せ先

町保健センター（TEL：56-7141）

第 55 回平生町総合文化展へ出展しませんか？

教育委員会 社会教育課

11月2日(土)・3日(日・祝)の2日間、平生町総合文化展が、平生町武道館で開催されます。

平生町総合文化展とは、文化の振興を目的に、町内の団体・個人の文化芸術活動の成果を披露する場として秋の文化行事の一環に位置付け開催しており、毎年たくさんの方にご来場いただいています。

会場では、文化協会会員の作品や町内小中高等学校の作品など、さまざまな作品を展示する予定です。加えて、町民のみなさんの日ごろの生涯学習の成果を発表する場として、『自由作品コーナー』を設けますので、出展を希望される方は、次の要領でお申し込みください。

◆応募要領

作品種別：書、絵画、写真、手芸作品、木工作品、陶芸作品 等

申込内容：出展者氏名(グループ名)、住所、電話番号、作品種別、大きさなど

締切日：10月15日(火)〈期限厳守〉

※申込みをされた方には、後日、作品の搬入・搬出について、個別にご案内します。

※文化展の会場準備を11月1日(金)午前9時から、また、作品撤去および片付けを11月3日(日・祝)午後3時から行いますので、ご協力をよろしくお願いします。

※展示スペースに限りがありますので、出展数などご希望に添えない場合があります。

※搬入から搬出までの間における作品の管理については、責任を負いかねますのでご了承ください。

◆申込みおよび問合せ先

町教育委員会 社会教育課(町文化協会事務局)

TEL：56-6083

阿多田交流館の臨時休館について

教育委員会 社会教育課

施設改修工事のため、次のとおり臨時休館いたします。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

◆臨時休館日

10月22日(火)

◆問合せ先

町教育委員会 社会教育課 (TEL：56-6083)

町役場本庁舎で職員防災訓練を実施します

総務課 地域安全班

大規模災害時における職員の災害対応力の向上と防災意識の醸成を図るため、次のとおり防災訓練を実施します。

ご来庁の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◆日時

10月10日（木）午前9時30分～午後4時45分

◆場所

平生町役場1号棟、2号棟

◆内容

- （1）災害対策本部等立ち上げ訓練（実動訓練）
- （2）災害対策本部情報伝達訓練（図上訓練）
- （3）模擬災害対策本部会議および記者会見（実動訓練）

※荒天等により中止する場合があります。

◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

10月18日は県内一斉ノーマイカーデーです

～マイカー以外で通勤してみませんか～

環境政策室

県では、地球温暖化対策の一環として、CO₂の削減やエコライフを促進するため、次のとおり「県内一斉ノーマイカーデー」が実施されます。

町内にお住まいの人やお勤めの方もぜひこの運動に参加し、当日の通勤・通学は公共交通機関や自転車などを利用しましょう。

◆実施日

10月18日（金）

◆問合せ先

町役場環境政策室（TEL：56-7126）

竹林の管理にお困りの方はご相談ください

産業課 農林水産班

町では、本年度個人所有の竹林について整備を行う予定としており、整備希望竹林の申し出を受け付けます。

この制度は、住宅地・道路への竹の侵入防止や竹林整備等について、所有者がその経費の概ね5分の2(40%)を負担することにより、町が森林組合に委託して整備を行うものです。

竹林の管理にお困りの方はご相談ください。

◆受付開始日

10月4日(金)

※予算に限りがありますので、申出竹林の整備額が予算額に達した場合、受付を締め切ります。

◆申込方法

町役場産業課まで申し出てください。

(現地確認等に立ち会っていただく必要があります)

◆注意事項

- 整備後の管理は所有者等で行うこととなります。
- 整備後10年間は整備前の用途以外に転用できません。
- 事業の実施時期は1～2月ごろになる可能性があります。あらかじめご了承ください。

◆問合せ先

町役場産業課 農林水産班 (TEL:56-7117)

次回発行日は10月25日(金)です